

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号） 【平成十五年四月一日から適用】

改 正 案	現 行
<p><b>第一号様式</b></p> <p>【表紙】            【提出書類】 有価証券通知書            【根拠条文】～【提出日】 (略)            【会社名】(1-2)            【代表者の役職氏名】～【事務連絡者氏名】 (略)            1～5 (略)</p> <p>(記載上の注意)  <u>(1) 一般的事項</u>  <u>この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、商法特例法第21条の7第3項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</u></p> <p>(1-2) (略)            (2)～(7) (略)</p>	<p><b>第一号様式</b></p> <p>【表紙】            【提出書類】 有価証券通知書            【根拠条文】～【提出日】 (略)            【会社名】(1)            【代表者の役職氏名】～【事務連絡者氏名】 (略)            1～5 (略)</p> <p>(記載上の注意)            (新設)</p> <p>(1) (略)            (2)～(7) (略)</p>

改正案	現行
<p><b>第二号様式</b></p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a (略) b 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券届出書（以下この様式において「届出書」という。）の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。 c～f (略) g <u>この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、商法特例法第21条の7第3項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</u></p> <p>(2)～(37) (略)</p> <p>(38) 株式の総数等 a～d (略) e 協同組織金融機関の場合には、普通出資及び優先出資に区分して記載すること（「1 株式等の状況」の「(3) 発行済株式総数、資本金等の推移」から「3 配当政策」までにおいて同じ。）。 f 相互会社にあつては、記載を要しない（「1 株式等の状況」の「(4) 所有者別状況」から「(7) ストックオプション制度の内容」まで及び「4 株価の推移」において同じ。）。</p> <p>(38-2)～(43-2) (略)</p> <p>(44) 定時総会決議による自己株式の買受け等、子会社からの自己株式の買受け等又は再評価差額金による消却のための自己株式の買受け等の状況 最近日現在における商法第210条第1項の規定による定時株主総会の決議（この様式、第二号の二様式、第三号様式及び第十七号様式において「自己株式に係る定時総会決議」という。）、同法第211条ノ3第1項に規定する取締役会の決議（この様式及び第十七号様式において「子会社保有自己株式に係る取締役会決議」という。）又は土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号。この様式、第二号の二様式及び第十七号様式において「土地再評価法」という。）第8条の2第1項に規定する取締役会の決議（この様式及び第十七</p>	<p><b>第二号様式</b></p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a (略) b 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券届出書（<u>(7)を除き、</u>以下この様式において「届出書」という。）の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。 c～f (略) (新設)</p> <p>(2)～(37) (略)</p> <p>(38) 株式の総数等 a～d (略) e 協同組織金融機関の場合には、普通出資及び優先出資に区分して記載すること（「1 株式等の状況」の「(2) 発行済株式総数、資本金等の推移」から「3 配当政策」までにおいて同じ。）。 f 相互会社にあつては、記載を要しない（「1 株式等の状況」の「(3) 所有者別状況」から「(6) ストックオプション制度の内容」まで及び「4 株価の推移」において同じ。）。</p> <p>(38-2)～(43-2) (略)</p> <p>(44) 定時総会決議による自己株式の買受け等、子会社からの自己株式の買受け等又は再評価差額金による消却のための自己株式の買受け等の状況 最近日現在における商法第210条第1項の規定による定時株主総会の決議（この様式、第二号の二様式、第三号様式及び第十七号様式において「自己株式に係る定時総会決議」という。）、同法第211条ノ3第1項に規定する取締役会の決議（この様式及び第十七号様式において「子会社保有自己株式に係る取締役会決議」という。）又は土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号。この様式、第二号の二様式及び第十七号様式において「土地再評価法」という。）第8条の2第1項に規定する取締役会の決議（この様式及び第十七</p>

七号様式において「自己株式に係る取締役会決議」という。)に係る自己株式の取得等の状況について記載すること。なお、自己株式に係る定時総会決議、子会社保有自己株式に係る取締役会決議又は自己株式に係る取締役会決議が複数の種類の株式について行われた場合には、株式の種類ごとに記載すること。ただし、前定時株主総会において自己株式に係る定時総会決議がなされてなく、前決議期間において子会社保有自己株式に係る取締役会決議がなされてなく、かつ、土地再評価法第8条の2第1項の規定による定款の定めがない場合には、「前決議期間における自己株式の取得等の状況」について表を作成せず、該当ない旨のみの記載をすることができる。また、直近の定時株主総会において自己株式に係る定時総会決議がなされてなく、当決議期間において子会社保有自己株式に係る取締役会決議がなく、かつ、土地再評価法第8条の2第1項の規定による定款の定めがない場合には、「当決議期間における自己株式の取得等の状況」について表を作成せず、該当ない旨のみの記載をすることができる。

(45)～(47) (略)

(48) 前決議期間における自己株式の買受け等の状況

a～d (略)

e 「取得自己株式の処理状況」

(a) (略)

(b) 「定款の定めによる利益による消却のための取得自己株式」の欄には、定款による自己株式の消却のための前決議期間における取得自己株式について、前決議期間に消却したものの総数及び消却額を記載すること。

(c) 「償還株式の消却のための取得自己株式」の欄には、償還株式の消却のための前決議期間における取得自己株式について、前決議期間に消却したものの総数及び償却額を記載すること。

f (略)

(49)～(77) (略)

号様式において「自己株式に係る取締役会決議」という。)に係る自己株式の取得等の状況について記載すること。なお、自己株式に係る定時総会決議、子会社保有自己株式に係る取締役会決議又は自己株式に係る取締役会決議が複数の種類の株式について行われた場合には、株式の種類ごとに記載すること。ただし、前定時株主総会において自己株式に係る定時総会決議がなされてなく、前決議期間において子会社保有自己株式に係る取締役会決議がなされてなく、かつ、土地再評価法第8条の2第1項の規定による定款の定めがない場合には、「前決議期間における自己株式の取得等の状況」について表を作成せず、該当ない旨のみの記載をすることができる。また、直近の定時株主総会において自己株式に係る定時総会決議がなされてなく、当決議期間において子会社保有自己株式に係る取締役会決議がなく、かつ、土地再評価法第8条の2第1項の規定による定款の定めがない場合には、「当決議期間における自己株式の取得等の状況」について表を作成せず、該当ない旨のみの記載をすることができる。

(45)～(47) (略)

(48) 前決議期間における自己株式の買受け等の状況

a～d (略)

e 「取得自己株式の処理状況」

(a) (略)

(b) 「定款の定めによる利益による消却のための取得自己株式」の欄には、定款による自己株式の消却のための前決議期間における取得自己株式について、前決議期間に消却したものの総数及び償却額を記載すること。

(c) 「償還株式の消却のための取得自己株式」の欄には、償還株式の消却のための前決議期間における取得自己株式について、前決議期間に消却したものの総数及び償却額を記載すること。

f (略)

(49)～(77) (略)

改正案	現行
<p>第二号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 追完情報 a・b (略)</p> <p>c (2)のaの有価証券報告書に連結財務諸表を記載している会社においては、次の(a)及び(b)に掲げる場合に応じ、当該(a)及び(b)に掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。</p> <p>(a) 最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね7月から9月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合(当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の連結会計年度開始後6月の業績の概要(中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)</p> <p>(b) 最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね13月経過後に届出書を提出する場合 当該次の連結会計年度の業績の概要(連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)</p> <p>d (2)のaの有価証券報告書に連結財務諸表を記載していない1年を1事業年度とする会社においては、次の(a)及び(b)に掲げる場合に応じ、当該(a)及び(b)に掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。</p> <p>(a) 最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね7月から9月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合(当該次の事業年度に係る中間貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の事業年度開始後6月の業績の概要(中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)</p> <p>(b) 最近事業年度の次の事業年度開始後におおむね13月経過後に届出書を提出する場合 当該次の事業年度の業績の概要(財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)</p> <p>e～g (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第二号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 追完情報 a・b (略)</p> <p>c (2)のaの有価証券報告書に連結財務諸表を記載している会社においては、次のa及びbに掲げる場合に応じ、当該a及びbに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。</p> <p>(a) 最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね7月から9月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合(当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の連結会計年度開始後6月の業績の概要(中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)</p> <p>(b) 最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね13月経過後に届出書を提出する場合 当該次の連結会計年度の業績の概要(連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)</p> <p>d (2)のaの有価証券報告書に連結財務諸表を記載していない1年を1事業年度とする会社においては、次のa及びbに掲げる場合に応じ、当該a及びbに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。</p> <p>(a) 最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね7月から9月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合(当該次の事業年度に係る中間貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の事業年度開始後6月の業績の概要(中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)</p> <p>(b) 最近事業年度の次の事業年度開始後におおむね13月経過後に届出書を提出する場合 当該次の事業年度の業績の概要(財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)</p> <p>e～g (略)</p> <p>(2) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p><b>第二号の四様式</b></p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略) 第二部【企業情報】 第1～第3 (略) 第4【提出会社の状況】 1 (略) 2【自己株式の取得等の状況】 (1) (略) (2)【資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況】 ①【前決議期間における自己株式の買受け等の状況】 ② (略) 3～5 (略) 第5～第7 (略) 第三部・第四部 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p>	<p><b>第二号の四様式</b></p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略) 第二部【企業情報】 第1～第3 (略) 第4【提出会社の状況】 1 (略) 2【自己株式の取得等の状況】 (1) (略) (2)【資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況】 ①【前決議期間における自己株式による買受け等の状況】 ② (略) 3～5 (略) 第5～第7 (略) 第三部・第四部 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p><b>第二号の五様式</b></p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a (略) b 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券届出書（以下この様式において「届出書」という。）の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。 c～f (略) g <u>この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、商法特例法第21条の7第3項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</u></p> <p>(2)～(49) (略)</p>	<p><b>第二号の五様式</b></p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a (略) b 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券届出書（<u>(7)を除き、</u>以下この様式において「届出書」という。）の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。 c～f (略) (新設)</p> <p>(2)～(49) (略)</p>

改正案	現行
<p><b>第三号様式</b></p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】 第1～第3 (略) 第4【提出会社の状況】 1 (略) 2【自己株式の取得等の状況】(22-2) (1) (略) (2)【資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況】(26) ①【前決議期間における自己株式の買受け等の状況】(27) ② (略) 3～5 (略) 第5～第7 (略) 第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 一般的事項 a 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券報告書(以下この様式において「報告書」という。)の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。 b・c (略) <u>d この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、商法特例法第21条の7第3項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</u></p> <p>(2)～(16) (略) (17) 株式の総数等 a～d (略) e 協同組織金融機関の場合には、普通出資及び優先出資に区分して記載すること(「1 株式等の状況」の「(3) 発行済株式総数、資本金等の推移」から「3 配当政策」まで</p>	<p><b>第三号様式</b></p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】 第1～第3 (略) 第4【提出会社の状況】 1 (略) 2【自己株式の取得等の状況】(22-2) (1) (略) (2)【資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況】(26) ①【前決議期間における自己株式による買受け等の状況】(27) ② (略) 3～5 (略) 第5～第7 (略) 第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 一般的事項 a 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券報告書(以下、<u>(3)を除き、</u>この様式において「報告書」という。)の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。 b・c (略) (新設)</p> <p>(2)～(16) (略) (17) 株式の総数等 a～d (略) e 協同組織金融機関の場合には、普通出資及び優先出資に区分して記載すること(「1 株式等の状況」の「(2) 発行済株式総数、資本金等の推移」から「3 配当政策」まで</p>

において同じ。)

f 相互会社にあつては、記載を要しない(「1 株式等の状況」の「(4) 所有者別状況」から「(7) ストックオプション制度の内容」まで及び「4 株価の推移」において同じ。)

(17-2)・(18) (略)

(19) 所有者別状況

a 当事業年度末現在の「所有者別状況」について記載すること。

なお、当事業年度末が商法等改正法の施行日前である場合には、「単元」を「単位」に読み替えて記載し、その旨を注記すること。(「(6) 議決権の状況」において同じ。)

b・c (略)

(20)～(54) (略)

において同じ。)

f 相互会社にあつては、記載を要しない(「1 株式等の状況」の「(3) 所有者別状況」から「(6) ストックオプション制度の内容」まで及び「4 株価の推移」において同じ。)

(17-2)・(18) (略)

(19) 所有者別状況

a 当事業年度末現在の「所有者別状況」について記載すること。

なお、当事業年度末が商法等改正法の施行日前である場合には、「単元」を「単位」に読み替えて記載し、その旨を注記すること。(「(5) 議決権の状況」において同じ。)

b・c (略)

(20)～(54) (略)

改 正 案	現 行
<p><b>第三号の二様式</b></p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 一般的事項 a 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券報告書（以下この様式において「報告書」という。）の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。 b・c (略) d この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、商法特例法第21条の7第3項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 株式等の状況 「(7) ストックオプション制度の内容」を除き、第三号様式記載上の注意(17)から(21)までに準じて記載すること。</p> <p>(8)～(37) (略)</p>	<p><b>第三号の二様式</b></p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 一般的事項 a 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券報告書（(3)を除き、以下この様式において「報告書」という。）の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。 b・c (略) (新設)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 株式等の状況 「(6) ストックオプション制度の内容」を除き、第三号様式記載上の注意(17)から(21)までに準じて記載すること。</p> <p>(8)～(37) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第五号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a ~ c (略) d <u>この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、商法特例法第21条の7第3項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</u></p> <p>(2) ~ (14) (略)</p> <p>(15) 株式の総数等 a ~ d (略) e 協同組織金融機関の場合には、普通出資及び優先出資に区分して記載すること(「1 株式等の状況」の「(3) 発行済株式総数、資本金等の状況」から「(5) 議決権の状況」までにおいて同じ。) f 相互会社にあつては、記載を要しない(「1 株式等の状況」の「(4) 大株主の状況」から「2 株価の推移」までにおいて同じ。)</p> <p>(15-2) ~ (38) (略)</p>	<p>第五号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a ~ c (略) (新設)</p> <p>(2) ~ (14) (略)</p> <p>(15) 株式の総数等 a ~ d (略) e 協同組織金融機関の場合には、普通出資及び優先出資に区分して記載すること(「1 株式等の状況」の「(2) 発行済株式総数、資本金等の状況」から「(4) 議決権の状況」までにおいて同じ。) f 相互会社にあつては、記載を要しない(「1 株式等の状況」の「(3) 大株主の状況」から「2 株価の推移」までにおいて同じ。)</p> <p>(15-2) ~ (38) (略)</p>





改正案	現行
<p><b>第七号様式</b></p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a (略) b 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券届出書（以下この様式において「届出書」という。）の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。 c～i (略)</p> <p>(2)～(13) (略)</p> <p>(14) 新株予約権証券の募集 a～h (略) i 「新株予約権証券の引受け」については、<u>(13)</u>に準じて記載すること。</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) 新株予約権付社債に関する事項 a <u>(14)</u>の a、f、g 及び h に準じて記載すること。 b (略)</p> <p>(17)～(22) (略)</p> <p>(23) 売出有価証券 a～c (略) d 「売出新株予約権証券」の「新株予約権の内容等」は、<u>(16)</u>の a に準じて記載すること。 e (略) f 「売出社債（売出短期社債を除く。）」の「新株予約権付社債に関する事項」は、<u>(16)</u>に準じて記載すること。</p> <p>(24)～(50) (略)</p> <p>(51) その他 a (略) b 最近事業年度の次の事業年度の業績を記載しうる程度の期間が経過している場合には、その概要を前事業年度の同期間と比較して記載すること。<u>(49)</u>の b により掲げた財務書類に係る事業年度の次の事業年度経過後に届出書を提出する場合であつて、財務書類の形式による記載が可能なときは、それによること。</p>	<p><b>第七号様式</b></p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a (略) b 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券届出書（<u>(10)</u>を除き、以下この様式において「届出書」という。）の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。 c～i (略)</p> <p>(2)～(13) (略)</p> <p>(14) 新株予約権証券の募集 a～h (略) i 「新株予約権証券の引受け」については、<u>(14)</u>に準じて記載すること。</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) 新株予約権付社債に関する事項 a <u>(15)</u>の a、f、g 及び h に準じて記載すること。 b (略)</p> <p>(17)～(22) (略)</p> <p>(23) 売出有価証券 a～c (略) d 「売出新株予約権証券」の「新株予約権の内容等」は、<u>(17)</u>の a に準じて記載すること。 e (略) f 「売出社債（売出短期社債を除く。）」の「新株予約権付社債に関する事項」は、<u>(17)</u>に準じて記載すること。</p> <p>(24)～(50) (略)</p> <p>(51) その他 a (略) b 最近事業年度の次の事業年度の業績を記載しうる程度の期間が経過している場合には、その概要を前事業年度の同期間と比較して記載すること。<u>(50)</u>の b により掲げた財務書類に係る事業年度の次の事業年度経過後に届出書を提出する場合であつて、財務書類の形式による記載が可能なときは、それによること。</p>

c (略)  
(52) ~ (62) (略)

c (略)  
(52) ~ (62) (略)

改 正 案	現 行
<p><b>第七号の二様式</b></p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 組込情報 次に掲げる書類を届出書に添付し、その旨を記載すること。 (a)～(c) (略)</p> <p>(d) (a)の有価証券報告書の「第一部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」の1から3までが第八号様式記載上の注意(7)のbにより記載されている場合又は「第8 本邦における提出会社の株式事務等の概要」が同様式記載上の注意(35)のcにより記載されている場合には、直近に提出されたこれらの基準事業年度に係る有価証券報告書のそのように記載されている部分(最近事業年度が基準事業年度である場合を除く。)</p>	<p><b>第七号の二様式</b></p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 組込情報 次に掲げる書類を届出書に添付し、その旨を記載すること。 (a)～(c) (略)</p> <p>(d) (a)の有価証券報告書の「第一部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」の1から3までが第八号様式記載上の注意(8)のbにより記載されている場合又は「第8 本邦における提出会社の株式事務等の概要」が同様式記載上の注意(36)のcにより記載されている場合には、直近に提出されたこれらの基準事業年度に係る有価証券報告書のそのように記載されている部分(最近事業年度が基準事業年度である場合を除く。)</p>

改正案	現行
<p><b>第八号様式</b></p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 一般的事項 a (略) b 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券報告書（以下この様式において「報告書」という。）の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。 c～g (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(8) 会社制度等の概要 第七号様式記載上の注意(26)に準じて記載すること。</p> <p>(9) 外国為替管理制度 第七号様式記載上の注意(27)に準じて記載すること。</p> <p>(10) 課税上の取扱い 第七号様式記載上の注意(28)に準じて記載すること。</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) 主要な経営指標等の推移 第七号様式記載上の注意(30)に準じて記載すること。</p> <p>(13) 沿革 第七号様式記載上の注意(31)に準じて記載すること。</p> <p>(14)～(22) (略)</p> <p>(23) 株式の総数等 第七号様式記載上の注意(41)に準じて記載すること。</p> <p>(24) (略)</p> <p>(25) 所有者別状況 第七号様式記載上の注意(43)の本文に準じて記載すること。</p> <p>(26) (略)</p> <p>(27) 配当政策 第七号様式記載上の注意(45)に準じて記載すること。</p> <p>(28) 株価の推移</p>	<p><b>第八号様式</b></p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 一般的事項 a (略) b 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券報告書（(7)を除き、以下この様式において「報告書」という。）の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。 c～g (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(8) 会社制度等の概要 第七号様式記載上の注意(27)に準じて記載すること。</p> <p>(9) 外国為替管理制度 第七号様式記載上の注意(28)に準じて記載すること。</p> <p>(10) 課税上の取扱い 第七号様式記載上の注意(29)に準じて記載すること。</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) 主要な経営指標等の推移 第七号様式記載上の注意(31)に準じて記載すること。</p> <p>(13) 沿革 第七号様式記載上の注意(32)に準じて記載すること。</p> <p>(14)～(22) (略)</p> <p>(23) 株式の総数等 第七号様式記載上の注意(42)に準じて記載すること。</p> <p>(24) (略)</p> <p>(25) 所有者別状況 第七号様式記載上の注意(44)の本文に準じて記載すること。</p> <p>(26) (略)</p> <p>(27) 配当政策 第七号様式記載上の注意(46)に準じて記載すること。</p> <p>(28) 株価の推移</p>

- 第七号様式記載上の注意(46)に準じて記載すること。
- (29)・(30) (略)
- (31) 財務書類  
第七号様式記載上の注意(49)のa及びbの本文に準じて記載すること。
- (32) 主な資産・負債及び収支の内容  
第七号様式記載上の注意(50)に準じて記載すること。
- (33)～(41) (略)

- 第七号様式記載上の注意(47)に準じて記載すること。
- (29)・(30) (略)
- (31) 財務書類  
第七号様式記載上の注意(50)のa及びbの本文に準じて記載すること。
- (32) 主な資産・負債及び収支の内容  
第七号様式記載上の注意(51)に準じて記載すること。
- (33)～(41) (略)

改 正 案	現 行
<p><b>第九号様式</b></p> <p>【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) 第七号様式に準じて記載すること。ただし、「第6 経理の状況」の「4 最近の財務書類」については、最近5事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度)の財務書類(附属明細表を除く。)のうち「1 財務書類」に記載したもの以外のものを、第七号様式記載上の注意(49)に準じて掲げること。</p>	<p><b>第九号様式</b></p> <p>【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) 第七号様式に準じて記載すること。ただし、「第6 経理の状況」の「4 最近の財務書類」については、最近5事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度)の財務書類(附属明細表を除く。)のうち「1 財務書類」に記載したもの以外のものを、第七号様式記載上の注意(50)に準じて掲げること。</p>







改 正 案	現 行
<p><b>第十七号様式</b></p> <p>【表紙】 【提出書類】 自己株券買付状況報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 一般的事項</p> <p>(1) この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、商法特例法第21条の7第3項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</p> <p>(2) 自己株式に係る定時総会決議があつた定時株主総会(この様式の記載上の注意において「決議定時株主総会」という。)の終結した日、子会社からの自己株式に係る取締役会決議があつた日又は自己株式に係る取締役会決議があつた日の属する月から当該決議後最初の決算期に関する定時株主総会が終結する日の属する月までの各月(この様式において「報告月」という。)の末日現在の自己の株式に係る株券の買付けの状況等について記載すること。 なお、複数の種類の株式について自己株式に係る授權決議がされた場合には、株式の種類ごとに記載すること。また、取締役又は使用人に新株の引受権を与えることを定めている場合はその規定を記載すること。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p><b>第十七号様式</b></p> <p>【表紙】 【提出書類】 自己株券買付状況報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (新設)</p> <p>1 自己株式に係る定時総会決議があつた定時株主総会(この様式の記載上の注意において「決議定時株主総会」という。)の終結した日、子会社からの自己株式に係る取締役会決議があつた日又は自己株式に係る取締役会決議があつた日の属する月から当該決議後最初の決算期に関する定時株主総会が終結する日の属する月までの各月(この様式において「報告月」という。)の末日現在の自己の株式に係る株券の買付けの状況等について記載すること。 なお、複数の種類の株式について自己株式に係る授權決議がされた場合には、株式の種類ごとに記載すること。また、取締役又は使用人に新株の引受権を与えることを定めている場合はその規定を記載すること。</p> <p>2～4 (略)</p>